

【令和4年度 包括外部監査結果報告の概要】

包括外部監査人
公認会計士 山崎 泰志

1. 監査のテーマ

産業振興施策に関する財務事務の執行について

2. 監査の対象期間

原則として令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

3. 監査の対象部局等及び対象事業

下記(1)及び(2)の観点から抽出した以下の対象部局等に係る合計25事業を監査の対象とした。

(1) 産業振興に関する県の重点施策を反映・展開した事業

『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画』では、重点施策として「戦略的な産業振興を図る」という施策が掲げられている。令和3年度予算においてもこの重点施策を反映した事業が展開されており、その主な内容は以下の通りである。この中から、金額的重要性及び質的重要性を勘案して20事業(表中の「監査対象」の列に数字の記載がある事業)を監査の対象として選定した。

(表中の「監査対象」の列の数字は報告書本文「4 監査の結果及び意見」における検討箇所を示している。)

(単位:千円)

事業番号	事業名	事業概要番号	事業概要	当初予算額	決算額	監査対象	担当所属
1	情報通信関連産業育成・誘致事業	1-1	情報通信関連人材育成事業	48,971	43,767	4.1	政策部 デジタル戦略課 商工労働部 産業政策課
		1-2	情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業	32,085	27,986	4.2	政策部 デジタル戦略課
		1-3	企業誘致助成制度に基づく誘致	※予算はNo.12で計上			商工労働部 企業立地推進課
2	かがわSociety5.0(超スマート社会)推進事業	2-1	かがわ AI ゼミナール開催事業	11,871	11,046	4.3	商工労働部 産業政策課
		2-2	かがわ AI+活用支援事業	1,824	779		
		2-3	AI等先端技術活用型研究開発支援事業	90,337	71,286	4.4	
		2-4	スマートファクトリー活用等事業	6,843	6,055		

事業番号	事業名	事業概要番号	事業概要	当初予算額	決算額	監査対象	担当所属
		2-5	デジタル化推進支援事業	5,000	4,684		
3	起業等スタートアップ支援事業	3-1	起業等スタートアップ支援事業	39,450	22,114	4.5	商工労働部 産業政策課
4	事業承継支援事業	4-1	事業承継支援事業	3,310	1,348		商工労働部 経営支援課
5	中小企業BCP策定運用促進事業	5-1	中小企業BCP策定運用促進事業	6,875	3,329		商工労働部 経営支援課
6	次世代ものづくり産業育成事業	6-1	スマートファクトリー活用等事業(2-4 再掲)	6,843	6,055		商工労働部 産業政策課
		6-2	海洋プラスチックごみ対策等環境負荷低減製品開発支援事業	8,539	6,831		
		6-3	次世代3D 積層造形技術関連産業育成事業	6,005	5,309		
		6-4	戦略的食品産業強化事業	16,252	14,297	4.6	
7	スマートエネルギー普及促進事業	7-1	スマートエネルギー普及促進事業	8,000	1,980		商工労働部 産業政策課
8	中小企業振興資金融資事業	8-1	中小企業振興資金貸付金	39,220,000	38,223,507	4.7	商工労働部 経営支援課
		8-2	中小企業振興資金保証料補給金	80,000	55,706	4.8	
9	県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業	9-1	県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業	99,100	52,793	4.9	商工労働部 経営支援課
10	アジアビジネス展開促進事業	10-1	アジアビジネス展開支援事業	5,510	3,300		商工労働部 産業政策課
		10-2	台湾販路開拓支援事業	3,600	1,796		
		10-3	上海ビジネス展開支援事業	4,849	2,274		
11	海外ビジネスチャンス活用支援事業	11-1	海外ビジネスチャンス活用支援事業	2,447	1,105		商工労働部 産業政策課
12	香川県企業誘致条例に基づく助成金	12-1	香川県企業誘致条例に基づく助成金	3,345,074	2,882,491	4.10	商工労働部 企業立地推進課 交流推進部 交流推進課 (一部含む)
13	企業立地用地整備等支援事業	13-1	企業立地用地整備等支援事業	4,000	1,000		商工労働部 企業立地推進課
14	地方創生テレワークによる移住促進事業	14-1	地方創生テレワークによる移住促進事業	23,100	4,716	4.11	政策部 地域活力推進課
15	テレワーク拡大による県内転入支援事業	15-1	テレワーク拡大による県内転入支援事業	10,049	-	4.12	商工労働部 労働政策課
16	サテライトオフィス拠点整備事業	16-1	サテライトオフィス拠点整備事業	10,000	1,623	4.13	商工労働部 企業立地推進課
17	希少糖関連プロジェクト事業	17-1	希少糖拠点機能強化事業	7,124	6,624		商工労働部 産業政策課
		17-2	希少糖研究開発加速化支援事業	10,000	10,000	4.14 (*1)	
		17-3	糖質バイオ商品開発支援事業	16,082	12,029	4.14 (*1)	

事業番号	事業名	事業概要番号	事業概要	当初予算額	決算額	監査対象	担当所属
		17-4	ネットワーク等形成事業等	1,983	781		
		17-5	香川の希少糖ブランド化推進事業	7,899	7,451		
18	オリーブ関連プロジェクト事業	18-1	オリーブ生産拡大加速化事業	32,140	15,578	4.15	農政水産部 農業生産流通課
		18-2	大規模経営技術開発事業	1,100	1,000		農政水産部 農業生産流通課
		18-3	オリーブ新品種開発・普及促進事業	4,431	4,266		農政水産部 農業生産流通課
		18-4	情報活用農業推進事業(オリーブ関係)	2,925	2,841		農政水産部 農業生産流通課
		18-5	オリーブオイル品質向上対策事業	6,589	3,204		農政水産部 農業生産流通課
		18-6	オリーブ商品高品質化支援事業	5,877	4,436		商工労働部 産業政策課
		18-7	県産オリーブトップブランド確立事業	8,107	7,632		農政水産部 農業生産流通課
		18-8	オリーブの高品質・安定生産のための新技術開発事業	474	474		農政水産部 農業経営課
		18-9	かがわオリーブ畜産プロジェクト	34,950	33,519	4.16	農政水産部 畜産課
		18-10	オリーブハマチ飼料増産対策事業	15,540	5,802	4.17	農政水産部 水産課
		18-11	オリーブ活用水産物開発事業	1,600	1,508		農政水産部 水産課
		18-12	香川県産オリーブ関連商品認証事業	1,640	1,455		交流推進部 県産品振興課
19	伝統的ものづくり産業・工芸品等支援事業	19-1	伝統的ものづくり産業発展支援事業	12,213	9,939	4.18	商工労働部 経営支援課
		19-2	伝統的工芸品等販路拡大事業	13,436	11,926	4.19	交流推進部 県産品振興課
合計				43,284,044	41,597,642		

*1: 希少糖研究開発加速化支援事業と糖質バイオ商品開発支援事業は1つの項目で併せて検討している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち産業振興施策に関連する事業

県の令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策事業費は54,937百万円あり、このうち産業振興施策に関連するものが以下の通りあった。この中から、金額的重要性及び質的重要性を勘案して5事業(表中の「監査対象」の列に数字の記載がある事業)を監査の対象として選定した。

(表中の「監査対象」の列の数字は報告書本文「4. 監査の結果及び意見」における検討箇所を示している。)

事業名	決算額(百万円)	事業名	決算額(千円)	監査対象	担当所属
香川県営業時間短縮協力金支援事業	15,569	営業時間短縮協力金支給事業	1,924,578	4.20	商工労働部 産業政策課
		香川県営業時間短縮協力金(第2次)	1,634,269		
		香川県営業時間短縮協力金(第3次)	2,535,136		

事業名	決算額 (百万円)	事業名	決算額 (千円)	監査 対象	担当 所属
		香川県営業時間短縮協力金(第4次)	1,490,347	4.20	
		香川県営業時間短縮協力金(第5次)	978,443		
		香川県営業時間短縮協力金(第6次)	2,058,445		
		香川県営業時間短縮協力金(第7次)	916,666		
		香川県営業時間短縮協力金(第8次)	2,463,539		
		香川県営業時間短縮協力金(第9次)	1,204,915		
		香川県営業時間短縮協力金(第10次)	76,612		
		香川県営業時間短縮協力金(第11次)	71,264		
		香川県大規模施設等営業時間短縮協力金	214,462		商工労働部 経営支援課
飲食店感染防止対策 認証制度推進事業	612	飲食店感染防止対策認証取得・継続促進事業	372,603		政策部政策課
		飲食店感染防止対策認証取得・継続促進事業(9月補正)	239,271		健康福祉部 生活衛生課
香川県営業継続応援 金等	2,192	香川県営業継続応援事業(第2次)	513,083	4.21 (*1)	商工労働部 産業政策課
		香川県営業継続応援事業(第3次)	655,257		
		飲食事業者等事業継続応援事業	1,023,631		
新型コロナウイルス 感染症対応資金利子 等補給事業	2,102	新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業	1,973,255	4.22	商工労働部 経営支援課
		危機関連融資保証料補給事業	106,612		
		中小企業振興資金保証料補給金	21,849		
香川県営業活動回復 加速化支援事業	2,334	香川県営業活動回復加速化支援事業	2,333,865	4.21 (*1)	商工労働部 産業政策課
県内宿泊等促進事業	1,113	県内宿泊等促進事業(令和3年度国補正)	37,769	4.23	交流推進部 観光振興課
		県内宿泊等促進事業(令和3年度国補正)	22,612		
		県内宿泊等促進事業(令和3年度国補正)	1,052,596		
公共交通等利用回復 緊急支援事業	484	公共交通等利用回復緊急支援事業(まん延防止等重点措置緊急対応分)	199,760		交流推進部 交通政策課
		公共交通等利用回復緊急支援事業(令和3年度国予備費)	109,655		
		公共交通利用回復緊急支援事業(令和2年度国補正)	104,964		
		公共交通利用回復緊急支援事業	70,050		
合計	24,406				

*1: 香川県営業継続応援金等と香川県営業活動回復加速化支援事業は1つの項目で併せて検討している。

4. 監査テーマの選定事由

令和元年12月に新型コロナウイルスの最初の症例が中国で確認されて以降、世界経済は急速に悪化した。移動の制限が人や物の流れの制約となり、サプライチェーンの途絶により供給面で大きな制約を受けている。同時に、対面サービスの需要が急減し、観光や宿泊、航空などでは前例の無い規模で需要が縮小、また耐久財の需要も急減したことで需要低迷と供給低迷が相互に作用する状況が生じている。さらに、これらが所得・雇用面にも波及し、サービス業を中心として雇用に大幅な影響を及ぼしている。感染の先行き不確実性や失業の増加、所得の低迷は、消費・投資の手控えによる需要減・供給減につながる等、負の連鎖を生んでいる状況である。

県内でも新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから2年余が経過した。その間、観光業や飲食業をはじめとする地域産業が大きな痛手を受ける等、社会経済環境に深刻な影響が及んでいる。また、デジタル技術の利活用の遅れや、首都圏への過度な人口集中のリスクも顕在化している。

一方で、人々の価値観や行動には変容が見られ、距離的な制約を克服する、新しい働き方や暮らし方への志向が高まっている。非接触・非対面志向の拡大やお家時間の拡大による「巣ごもり需要」の拡大等がその一端と考えられるが、これらは従来から進行していた社会環境や日常生活の変化がコロナ禍で加速したという側面としても捉えられている。事業者の中には、こうした変化にいち早く対応して、新しいビジネスモデルやイノベーションを創出しようとする動きもみられる。

こうした中、県では令和3年度からの新たな香川づくりの指針となるものとして『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画を策定し、「安全と安心を築く香川」「新しい流れをつくる香川」「誰もが輝く香川」の3つの基本方針を掲げている。このうち「新しい流れをつくる香川」の基本方針の下では、「新型コロナウイルスにより影響を受けた県内経済の回復を図るとともに、新たな発想を持った人材と新たな技術の積極的な活用により、本県ならではの魅力や強みをさらに磨き上げ、産業、観光、しごと、暮らしのあらゆる面で選ばれる、活力に満ちあふれた香川」をつくることの方針が示され、これに基づいて種々の施策が行われているところである。

また、県では将来にわたって本県経済の持続的な発展を図るため、平成25年度から10年間の産業振興の指針となる「香川県産業成長戦略」を国に先駆けて策定し、平成29年度の見直しを経て、「力強く着実に成長していく経済社会」を目標に、戦略的に産業の振興を図っている。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これに深刻な影響を受けた事業者への支援と、価値観や行動様式の変容を踏まえた新たな事業環境・イノベーション創出の支援といった両面での対応が求められる状況にある。こうした状況を踏まえると、新型コロナウイルス感染症対策を含む産業振興施策は県の最重要課題の一つであり、県民にとっても関心が高いものと考えられることから、産業振興施策を具体的に把握して改善点を提示することは有意義であると判断し、令和4年度の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 監査の主な要点

- ① 産業振興施策に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 産業振興施策に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 産業振興施策に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 産業振興施策に関する財務事務が、公平性を十分に確保して行われているか

6. 監査報告の指摘・意見

監査の結果、7 項目の指摘事項を発見し、41 項目の意見事項を併せて報告した。

<指摘事項>

指摘事項の主な内容は以下の通りである。

なお、事業名の前に付された数字は、後述の「<指摘及び意見の具体的な内容>」の記述における事業の番号となっている。

(5) 起業等スタートアップ支援事業

(指摘事項 1) 補助要件である補助対象事業者の業種区分の妥当性

…補助金の交付要綱等に定めた業種とは異なった業種の事業者に対して補助金が交付されていたと考えられる事案

(指摘事項 2) 補助金交付要綱の改正時の修正誤り

…補助金交付要綱の改訂に際して、記載された条文等の修正漏れがあり、適切に改訂がされていなかった事案

(6) 戦略的食品産業強化事業

(指摘事項 3) 医薬用外劇物の保管について

…香川県産業技術センター食品研究所において、劇物の管理が規程等に遵守して適切に行われていなかった事案

(14) かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト(希少糖研究開発加速化支援事業及び糖質バイオ商品開発支援事業)

(指摘事項 4) 実績報告事項の追加

…大学の研究に対する補助金交付に際して、交付要綱で定めた要件(他の補助金・助成金を受けている研究は補助対象から除外する)を県がチェック・確認したことが文書として残されていなかった事案

(19) 伝統的工芸品等販路拡大事業

(指摘事項 5) 外郭団体の財務諸表に係る適切な開示の必要性

…県の外郭団体である一般財団法人かがわ県産品振興機構の財務諸表において、関連当事者取引の注記に一部記載漏れが生じていた事案

(21) 香川県営業継続応援金等事業(第 1 次から第 3 次)及び香川県営業活動回復加速化支援金事業

(指摘事項 6) 委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示

…委託業務の再委託の際に県に提出する「承諾願」という書類に関して、再委託の金額が

明記されないという問題についての事案

(指摘事項 7) 審査・承諾を経ない再委託について

…受託事業者が業務の一部を再委託する際に、本来必要な県による承認を受けていなかった事案

<意見事項>

意見事項として記載した項目は以下の通りである。意見の種類別に、「事業が十分に活用されていない点に関する意見」「補助金の申請及び交付に際しての審査方法等に関する意見」「事業評価のための指標(KPI)の設定に関する意見」及び「その他の意見」として整理している。

なお、事業名の前に付された数字は、後述の「<指摘及び意見の具体的な内容>」における事業の番号となっている。

事業が十分に活用されていない点に関する意見

「補助金制度が当初想定ほど利用されていない」「県が実施する人材育成等の講座で定員に満たないものが多数ある」「融資制度・保証料補給制度の利用実績が少ない」等、県が展開している事業が県民に十分活用されていない事例が散見された。

県の産業振興に係る諸施策が県民に広く周知され十分に活用されないと、有効な施策とはなりえないことから、これらについて意見事項として報告している。

(1) 情報通信関連人材育成事業

(意見事項 2) 実施講座の集約・掲示について

(2) 情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業

(意見事項 3) Setouchi-i-Base の更なる利用促進のための施策の検討

(8) 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金保証料補給金)

(意見事項 10) フロンティア融資の要件等の見直し

(11) 地方創生テレワークによる移住促進事業

(意見事項 15) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

(意見事項 16) 利用者のニーズに寄り添った広報活動の検討

(12) テレワーク拡大による県内転入支援事業

(意見事項 17) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

(意見事項 18) 事業者が申請しやすい補助金制度への見直し

(13) サテライトオフィス拠点整備事業

(意見事項 19)適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

補助金の申請及び交付に際しての審査方法等に関する意見

産業振興施策に係る補助金の申請が事業者からあった場合、県はその申請内容が補助金の交付要綱等に照らして適切なものであるかを審査する。また補助金の交付に際しては、事業者の事業実施内容等の実績を十分に審査の上、交付額の決定等を行う。

県によるこれらの審査は、適切に補助金を交付する上で重要な手続きであることから、これらに関して気づいた点を意見事項として報告している。

(4) AI等先端技術活用型研究開発支援事業

(意見事項 5)専門性の高い研究開発内容が記載された補助金交付申請書の審査方法

(意見事項 6)AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金交付申請書の記載内容

(8) 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金保証料補給金)

(意見事項 11)支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法

(14) かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト(希少糖研究開発加速化支援事業及び糖質バイオ商品開発支援事業)

(意見事項 20)補助事業で取得した資産に係る固定資産台帳等の実績報告書への添付

(意見事項 24)実績報告審査資料に関する突合証跡と支出内容の精査

(20) 香川県営業時間短縮協力金(第1次から第11次)

(意見事項 36)実績報告書における支出内容の精査

(22) 新型コロナウイルス感染症対応資金利子等補給事業

(意見事項 37)補助金交付申請書の調査で詳細検討を実施する案件の抽出基準

(意見事項 38)利子補給補助金交付申請書の調査における全体調査の調査結果の様式について

(意見事項 39)支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法

(23) 香川県県内宿泊促進事業

(意見事項 41)業務コストの算定及び評価

事業評価のための指標(KPI)の設定に関する意見

業績評価のための指標(KPI)が適切に設定されないと、事業を適時に評価してより良い施策に

改善していく、という PDCA サイクルが機能しにくく、事業の有効性・効率性・経済性を高い水準で維持することが難しくなると考えられるため、これらに関する意見を報告している。

(6) 戦略的食品産業強化事業

(意見事項 8) 事業の PDCA サイクルを確立するために有効な KPI の設定について

(9) 県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業

(意見事項 12) 業績評価のための指標の設定

(14) かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト(希少糖研究開発加速化支援事業及び糖質バイオ商品開発支援事業)

(意見事項 21) KPI の設定及び評価の検討

(17) オリーブハマチ飼料増産対策事業

(意見事項 29) 評価指標の充実

(18) 伝統的ものづくり産業発展支援事業

(意見事項 30) 業績評価のための指標の設定

その他の意見

これらの他に、前述までの分類に当てはまらない以下のような項目に関する意見も併せて報告している。

(1) 情報通信関連人材育成事業

(意見事項 1) デジタル人材が志向する多様なキャリアに対応した学習機会の提供について

(4) AI 等先端技術活用型研究開発支援事業

(意見事項 4) 執行されないことが確定した予算の適時な減額補正

(5) 起業等スタートアップ支援事業

(意見事項 7) 創業支援に関する補助金を交付した事業者に対するその後の事業化状況のフォロー

(7) 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金貸付金)

(意見事項 9) 預託金額の適正水準額への見直し

(10) 企業誘致条例助成金

- (意見事項 13) 企業誘致に関する助成制度のより戦略的な設計・立案
(意見事項 14) 観光施設に係る企業誘致助成制度の指定要件の検討
- (14) かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト(希少糖研究開発加速化支援事業及び糖質バイオ商品開発支援事業)
(意見事項 22) 希少糖研究開発加速化事業として支援する研究のテーマの選定過程の確認
(意見事項 23) かがわ糖質バイオフォーラム財源確保に向けた検討
- (15) オリーブ生産拡大加速化事業
(意見事項 25) 実施状況報告書の有効活用
(意見事項 26) 実施状況報告書の記載事項の追加について
- (16) かがわオリーブ畜産プロジェクト
(意見事項 27) 販売促進委託業務の見直し
- (17) オリーブハマチ飼料増産対策事業
(意見事項 28) 中長期的な視点に立った補助対象事業の見直し
- (18) 伝統的ものづくり産業発展支援事業
(意見事項 31) 取扱品目の規模に関係なく均一に設定された補助上限額
(意見事項 32) 事業者が長期的な取り組みに着手しやすい補助金制度への見直し
- (19) 伝統的工芸品等販路拡大事業
(意見事項 33) 官民連携のあり方
(意見事項 34) 中長期的な視点による施策の立案
- (20) 香川県営業時間短縮協力金(第1次から第11次)
(意見事項 35) 契約変更時の執行伺変更書における契約変更理由の明記
- (23) 香川県県内宿泊促進事業
(意見事項 40) 未使用クーポン券(預託金券)の在庫確認について

<指摘及び意見の具体的な内容>

指摘事項及び意見事項として記載している具体的な内容は以下の通りである。

(1) 情報通信関連人材育成事業

(意見事項 1) デジタル人材が志向する多様なキャリアに対応した学習機会の提供について

若者が魅力を感じる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者に魅力のある働く場を創出するという当事業の目的のためには、「エンジニア/プログラマー」だけでなく、「プロダクトマネージャー」や「ビジネスデザイナー」等をはじめとする様々な職種のデジタル人材の育成が重要となる。また、それぞれの分野におけるスキルの習熟度に応じた学習機会も必要となる。従って、「エンジニア/プログラマー」を養成する講座に限らず、より多様で様々な熟練度の人材に対応した講座を県として広範に提供していくことが、デジタル人材を志向する県民により多くの選択肢とより多くのキャリアアップのための手段を提供できることにつながるため望ましい。

(意見事項 2) 実施講座の集約・掲示について

情報通信関連人材育成事業、情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業、及び公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)等では、人材育成・創業支援等に係る種々の講座を開設している。これらの各講座は、対象者や時間、到達目標等がそれぞれ異なっていて重複するものではないとの説明を受けているが、「人材育成」「創業支援」といった最終目的の下、共通する部分も多いだけに、より利用者にとって明瞭でわかりやすい講座内容のアナウンスが求められる。

現状では応募者が定員に満たない講座も多く存在しており、人材育成・創業支援に関する県の価値ある施策をより有効かつ効果的に認知してもらい活用していく観点から、また、ユーザー目線に立った行政サービスの提供という観点からも、県の所管部署や財団といった実施主体にとられることなく、県民や県内事業者等のユーザーがその希望や都合に適った講座を明瞭かつ一元的に検索できる形で情報提供することが望ましい。

具体的には、県・財団・Setouchi-i-Baseの各ホームページにおいて、これらで開催される全ての講座を集約した共通の講座案内等を作成して掲出したり(その場合は講座名等も統一感ある形に揃え、それぞれの講座の中身や違いが講座名から一目瞭然となることが望ましい)、問い合わせに対しては別拠点の講座を含めた全体の中からその人に最適な講座を丁寧に説明し誘導できるような体制を整備することで、利用者の利便性を高めること等が考えられる。

(2) 情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業

(意見事項 3) Setouchi-i-Base の更なる利用促進のための施策の検討

令和2年11月より開設されている「Setouchi-i-Base」は、他県の同様の施設等と比較してもその立地や環境面でかなり恵まれた県有のコワーキングスペース施設であり、かつ創業支援のためのオープンイノベーション拠点となっている。今後より一層の施設の有効活用が期待されることとあり、効果的な広報・情報発信等による周知、魅力的な企画やイベントの開催によって認

知度を高めるとともに、「情報通信関連産業の育成・誘致」「若者の働く場の創出」等を目指す他の諸施策とも有機的に連携・情報発信することで情報通信関連産業の育成・誘致等の施策の目玉施設として今後も今まで以上に十二分に稼働させていくことが望ましい。

具体的には、

- SNS の目標フォロワー数を設定し、どのようにすればフォロワー数がより獲得できるかの方策を事業者等と協議しながらフォロワー数の増加に取り組む

ことや、

- Setouchi-i-Base の地理的な良さをより一層アピールするような施策、例えば空き家の利用促進策等と連携させて、Setouchi-i-Base の利用と島への渡航と島での宿泊（空き家を改修した施設での宿泊）をセットにしたプランを関連事業者（渡航のための船舶の運営事業者や島の宿泊施設事業者等）と協議し、県が一部助成するような施策等を検討することによって、情報通信関連分野の人材に「香川県は他県と比べても魅力的だ」と感じてもらうようなより一層の積極的な環境整備と PR 及び情報発信を行うこと等が考えられる。

(3) かがわ AI ゼミナール開催事業

指摘事項・意見事項なし

(4) AI 等先端技術活用型研究開発支援事業

(意見事項 4) 執行されないことが確定した予算の適時な減額補正

AI 等先端技術活用型研究開発支援事業において、継続支援している事業者に対する補助金の交付決定が令和 3 年 4 月 1 日に行われ、その時点で執行されない予算が 10,480 千円発生していることが確定しているにもかかわらず、令和 4 年 2 月定例議会の補正予算で初めて減額補正されており、結果として 10,480 千円の予算が長期間(10 か月超)他の目的に使用できない状況となっていた。限られた予算を効率的に使用するためには、予算が執行されないことが確定した部分については、より適時に(早いタイミングで)減額補正できるような体制を検討することが望ましい。

(意見事項 5) 専門性の高い研究開発内容が記載された補助金交付申請書の審査方法

専門性の高い研究開発事業に関する補助金にもかかわらず、継続支援企業(初年度の研究開発計画について専門家による審査を受けて補助金の交付を受けた企業が、次年度に同じ補助対象事業で補助金の申請を行った企業)については、専門家ではない県職員のみで補助金交付決定に係る審査が行われている。研究開発の具体的内容やスケジュール、補助対象経費の必要性等を十分理解しつつ、深度ある審査を実施するためには、2 年目の具体的な研究開発計画についても専門家が確認できる審査体制とすることが望ましい。

具体的には、現状でも初年度の補助金申請時には専門家による審査が行われているため、初年度の申請の際に 2 年目の研究開発内容に関する具体的実施内容、スケジュール、補助対象経費等についても計画として提出させることで、専門的な内容については初年度の審査時に

2年目の内容も専門家がチェックできるようにし、2年目は初年度に審査した計画との整合性のみを県職員が確認すれば足りるような体制とする方法や、2年目の申請時にも専門家を含めた審査委員会を開催して審査を実施するように運用を改めること等が考えられる。

(意見事項6) AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金交付申請書の記載内容

AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金の採択にあたっては、「研究開発の新規性・優位性」や「事業化の可能性」が重要な審査事項となっているため、効率的・効果的な審査を実施する観点からは、申請書類である補助事業実施計画書においてこれらを記載すべき事項に追加し、その記載内容を踏まえて審査会による審査を行うことが望ましい。

(5) 起業等スタートアップ支援事業

(指摘事項1) 補助要件である補助対象事業者の業種区分の妥当性

起業等スタートアップ支援事業における情報通信産業型の補助金は、補助対象となる事業者の業種を情報サービス業、インターネット付随サービス業等と定めているにもかかわらず、令和3年度においてオーダーメイド家具の製造販売を行う事業者に補助金を交付している。

これは、同事業者が今後Instagramによる広告活動及びインターネットを通じた受注販売を行っていくという計画を提出したことを受けて、県及び公益財団法人かがわ産業支援財団で当該事業者をインターネット付随サービス業と判断したことによるものであるが、日本標準産業分類におけるインターネット付随サービス業とは、「ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業」のことを指しており、当該事業者のように生産・販売する財貨がオーダーメイド家具である事業者はインターネット付随サービス業には該当しないと考えられる。

制度趣旨に適った有効かつ効果的な補助金制度の運用、補助金交付要綱を遵守した事務取扱を行うためには、補助金交付要綱を厳格に適用し、対象となる事業者の業種も資格要件及び事業内容等の審査において十分に確認する必要がある。

(指摘事項2) 補助金交付要綱の改正時の修正誤り

起業等スタートアップ支援事業(地域課題解決型)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第21条では、県が公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)に補助金を交付する際には、財団の方で要綱第6条から第18条までの規定に準じた交付要領を定める必要がある旨、規定されている。この点、正しくは財団の方では要綱第6条から第19条までの規定に準じた交付要領を定める必要があり、この点要綱の記載が誤っている。

具体的には、要綱第19条は財産の管理に関する定めであり、処分を制限された取得財産を処分する際の取扱いについて定めた規定である。これらが財団の交付要領に含められることで始めて創業者等の直接補助事業者に対しても財産処分の制限等が有効となるものであり、この点要綱の改正により正しく修正する必要がある。

なお、これは令和3年度中に要綱の改正があり、その際第17条を新たに追加したことでその

後の条文がスライドしたにもかかわらず、第 21 条で規定する条項の範囲を修正することを失念したことによるものであると説明を受けている。また、財団の交付要領には要綱第 19 条に準じた規定が既に定められており、現状でも運用上の問題は生じていない。

(意見事項 7) 創業支援に関する補助金を交付した事業者に対するその後の事業化状況のフォロー

起業等スタートアップ支援事業(情報通信産業型)では、補助金を交付した事業者のその後の事業化の状況について報告を求めることを交付要綱で義務付けておらず、実際に今回確認したところ令和元年度、令和 2 年度に補助金を交付した事業者のうち 2 者が現在事業継続しているか不明な状況となっていた。

補助金制度の事業としての適切な評価・効果検証及び見直しのためにも、また、補助金を交付した事業者が順調に創業を行えるかを支援するためにも、補助対象事業者のその後の事業化の状況を十分にフォロー・確認する仕組みを構築することが望ましい。

なお、起業等スタートアップ支援事業(情報通信産業型)については令和 3 年度で補助事業を廃止していると説明を受けているが、特に創業支援等に係る補助制度については、創業支援という観点からもその後の事業化の状況フォローが有効であるため、他の創業支援に関係する事業においても補助金を交付して終わりとするのではなく、その後の事業化の状況等を十分にフォローし、県内の創業・第二創業等の裾野拡大の一助とすることが望まれる。

(6) 戦略的食品産業強化事業

(指摘事項 3) 医薬用外劇物の保管について

香川県産業技術センター食品研究所の視察を行った際に、プラント棟において紙袋に入った苛性ソーダ(水酸化ナトリウム(劇物))がビニール袋に包まれて床に放置されていた。ビニール袋、紙袋ともに古く汚れていたこともあり、この床に置かれた袋が苛性ソーダであるという認識のある職員がおらず、何に使用していたかも把握できていない状況であった。

毒物・劇物については、流用や事故等によって重大な問題が生じることがないように、「産業技術センター薬品管理規程」の規定に従い、薬品管理簿に記入するとともに鍵付きの専用の保管設備で保管・施錠する必要がある。

なお、香川県産業技術センターでは、今回の事案を受け、施設全体の試薬の管理状況について再調査・確認を実施し、他に不適切な事案がないことを確認したと説明を受けている。

(意見事項 8) 事業の PDCA サイクルを確立するために有効な KPI の設定について

戦略的食品産業強化事業の KPI は、総合的なアウトカム指標である「香川県産業技術センター全体の研究開発による製品化件数」しか設定されていない。香川県産業技術センターは本事業で対象とする食品分野以外にも工業分野の事業も行っているため、当該指標は本事業の直接的な成果・効果を客観的に示す指標とはならない。

地方創生関係交付金事業で重視される取組みの自立性を確立するためには適切に PDCA

サイクルを稼働させる必要があり、また県として適切な事業評価による次年度事業の改善等を行うことで事業の有効性・効率性・経済性を十分に確保していくためにも、「地方創生事業実施のためのガイドライン」を参考に、事業と直接性のある指標を本事業に関する KPI として適切に設定することが望まれる。

(7) 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金貸付金)

(意見事項 9) 預託金額の適正水準額への見直し

中小企業振興資金融資事業において、金融機関の資金調達コストを支援する目的で実施している金融機関に対する無利息の預託金(当初予算額 39,200,000 千円、決算額 38,200,000 千円、不用額 1,000,000 千円(湯水等の緊急枠))は、対応する制度融資の枠や制度融資の残高が大きく増減する中で、過去 25 年以上同水準である。

県民財産の有効活用という観点からは、必要な適正水準のみを預託することが求められるため、預託額については毎年見直しを行い、常に適正水準となっているかの検証を行うことが望まれる。

具体的には、預託額の適正水準に関する基本的な算定方法、算定根拠等について再度確認を行い、毎年度の預託額について、その額が適正であるとした根拠となる資料を毎年度作成・保存すること等が考えられる。

(8) 中小企業振興資金融資事業(中小企業振興資金保証料補給金)

(意見事項 10) フロンティア融資の要件等の見直し

令和 3 年度を含む直近 3 年間において、フロンティア融資および当該融資に係る保証料補給はほとんど利用されていない。

フロンティア融資には、新事業進出分野に係る資金調達支援もあり、例えば令和 3 年 3 月から申請が開始された国による事業再構築補助金制度への補助金申請状況等を鑑みると、香川県内の中小企業者においても、ポストコロナに向けて新たな事業分野への進出を検討している企業は多数存在するものと推測される。にもかかわらず本融資の利用者がほとんどいない状況というのは、利用者にとって利便性の悪い制度になっている可能性が考えられる。

県内の中小企業者にとってより利便性の高い有効な施策とするためには、申請方法、融資条件等を含めた制度全体を再度見直すことが望まれる。

具体的には、新事業進出支援においては、公益財団法人かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」が必須となっているが、例えば、事業再構築補助金に採択された事業者であれば当該申請で利用した「事業計画書」をもって「新事業進出計画書」の一部を代替できる仕組みとする等、利用者にとって必要最小限の手間で大きな便益が得られるような、より多くの事業者にも利用してもらえるような融資条件への見直し等が考えられる。

(意見事項 11) 支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法

香川県信用保証協会から提出された「信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給

付金の金額に誤りがないことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。

事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きであり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。

(9) 県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業

(意見事項 12) 業績評価のための指標の設定

県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業は、地域経済の重要な担い手である製造業を営む中小企業者に対して、設備投資のための事業資金借入に係る利子の補給補助を行う事業である。製造業を営む中小企業者の設備投資負担を軽減させることで、経営基盤の強化や新分野進出等の積極的な事業転換の促進が期待され、地域経済の活性化へとつながる事業である。実際にこれまで一定の効果をあげていることが本事業を活用した中小企業者からフィードバックされており、これらの点からも非常に有意義な事業と考えられている。

一方で、業績評価のための指標(KPI 等)が設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。今後も継続した取り組みが期待されるところであり、KPIの設定等を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。

なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば設備投資資金利子補給補助金の新規申請件数等が考えられる。

(10) 企業誘致条例助成金

(意見事項 13) 企業誘致に関する助成制度のより戦略的な設計・立案

企業誘致に関する施策を有効に行うためには、事業者から見て県内に拠点を構えることが(他県と比べて)魅力的と思える制度とすることが重要である。そのためには、「競合する他県」を特定し、それらの県の企業誘致に関する制度を十分に理解したうえで、県の基本方針や地理的特性、他の施策との連携の可能性等を模索しつつ、県として特色・魅力ある企業誘致策を戦略的に立案することで他県と差別化し、アピールしていくことが望ましい。インターネット等でエリア別の企業誘致制度を比較するようなサイトも多く見られる状況であり、県としてどのように特色ある誘致施策を打ち出すかという点については、今後より一層注目される事項と考えられる。

具体的には、例えば「競合する他県」を四国の他の 3 県あるいは瀬戸内海に接する県等と定義し、これらの制度概要を把握した上で、情報通信関連産業の誘致策においてサテライトオフィス関連の県の諸施策と連携したり、オープンイノベーション施設である「Setouchi-i-Base」でのセミナー等を通じて育成された人材の紹介・供給の仕組みを作ったりすること等が考えられる。

また、サテライトオフィス関連の諸施策との連携という観点からは、例えば情報通信関連産業で言うと企業誘致制度の助成金が「新規採用 5 人以上の事業所(地方拠点)」(例えば、法人住

民税等が発生するような拠点等)から助成対象となるのに対し、サテライトオフィスは「2人以上」の施設整備のための経費に補助金が交付される(「テレワーク拡大による県内転入支援事業」)。事業者目線で考えると、まずはサテライトオフィスで始め、そこから成長してその地で顧客の獲得や収益性が見込めるようになって初めて事業所(地方拠点)に、という流れと考えられる。そのため必ずしも5人を超えれば地方拠点となる訳ではなく、サテライトオフィスのまま人員が増えることも十分考えられる。サテライトオフィスで人が3人、4人…10人、…と増える場合の支援制度等、サテライトオフィス拠点を構えてから事業者がこの地で徐々に規模を拡大して成長していく過程に合わせた適切な支援が行えるような制度の創出を県全体で検討していくこと等が考えられる。

(意見事項14) 観光施設に係る企業誘致助成制度の指定要件の検討

観光施設に対する企業誘致助成金の指定要件は「投下固定資産額100,000千円以上・新規常用雇用者数30人以上」となっている。令和3年度に交付した助成金の対象となった事業者の投下固定資産と新規常用雇用者数とこの交付要件を比較すると、雇用に関連する要件が固定資産に関連する要件等と比べ少し厳しすぎるのではないかと感じられる状況である。県の産業振興に有益な観光施設の建設を効果的に支援するためには、平成16年に本助成制度を開始した当初から変更等がされていない当該指定要件が、今もってなお投下固定資産額と新規常用雇用者数のバランスとして適切であるか、という点について再度検討を行うことが望まれる。

具体的には、助成対象となるような施設の投下固定資産額及び新規常用雇用者数について県内・県外を問わず調査し、これらを踏まえて指定要件の見直しを行う(施設の種別毎に指定要件を定めることも考えられる)ことや、指定要件を全体として現状より緩和して柔軟に対応できる制度とすること等が考えられる。

(11) 地方創生テレワークによる移住促進事業

(意見事項15) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

本事業は、①市町が自ら空き家等をサテライトオフィスに改修する費用に対して交付する補助金と、②空き家等をサテライトオフィスに改修する事業者に対して市町が改修費用の一部を補助する場合に、当該市町に対して交付する補助金等を取り扱う事業となっている。令和3年度の交付実績は、①に対するものが1件、②に対するものは該当なしであり、当初想定(8件の交付を想定していた)よりも大幅に申請・交付件数が少ない状況となっていた。

本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の申請・交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。現状でも次年度の補助金交付見込を市町等にヒアリングして調査した文書は残っているが、これらに加えて、補助金の申請が行われなかったことの原因分析や、事業の必要性についての再検討、事業の方向性を見直しや(継続する場合には)分析結果を踏まえた次年度の事業の在り方(改善点)等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。

なおこれらは、申請が 1 件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかつた補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。

(意見事項 16) 利用者のニーズに寄り添った広報活動の検討

地方創生テレワークによる移住促進事業では、サテライトオフィスに関連した事業(補助制度)を紹介する県のホームページや広報用チラシ等の制作も実施しているが、県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの補助事業の紹介と、レンタルオフィスやコワーキングスペース等を開設・運営しようとする事業者向けの補助事業の紹介とが併記されており、誰に向けた広報か、という点ではターゲットが明確に絞り切れていないように感じられる。

県の施策を利用者により有効に周知するためには、情報の受け手を意識した、利用者のニーズに寄り添った広報内容が望まれる。具体的には、例えば県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの情報発信であれば、現在の広報内容に含まれる以下の 2 つの事業

- サテライトオフィス開設等に要する経費の補助制度(「4.12 テレワーク拡大による県内転入支援事業」)
- 県外事業者が移住を伴い、事業所として使用するため空き家を購入した際、改修等の費用を県内市町が補助する制度(これにより補助を行った市町に県が一定の補助金を交付するのが本事業における「移住促進・空き家活用型事業所整備補助事業」となる。)

の他にも、より小規模にサテライトオフィスをスタートさせたい事業者向けに、シェアオフィスやコワーキングスペース(県有の Setouchi-i-Base や県が補助金を交付して開設したシェアオフィス・コワーキングスペース等)を紹介することが考えられる。また、令和 4 年度から開始した「香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金」の内容も含めて情報発信することも利用者からすると利便性が高いと思われ、よりターゲットが明確となり有効な広報になるのではないかと考えられる。

(12) テレワーク拡大による県内転入支援事業

(意見事項 17) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

本事業は県外事業者がテレワーク等のためにサテライトオフィスを開設することに対して補助金を交付することが目的であるが、令和 3 年度の補助金の申請・交付実績は 0 であったにもかかわらず、令和 4 年度も事業を継続している(令和 4 年度では受付期間最終日に 1 件の申請があったと説明を受けている)。

安易な事業継続とみなされないためにも、令和 3 年度において補助金の申請・交付がなかったという事実を十分に評価・反省しつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。次年度予算要求時に令和 3 年度の状況(実績がなかった点、問い合わせの件数や問い合わせの内容、問い合わせのあった事業者が申請まで至らなかった理由や何がハードルとなっているか等)についての検討は文書として残されていたが、その他にも例えば事業の必要性について再度検討し、事業の方向性を見直しや分析結果を踏まえた次年度の事

業の在り方の検討等を行うことで、「県外企業の県内へのサテライトオフィス開設支援」という目的を達成するためにどのような事業とすることが一番有効かを、令和3年度の反省を踏まえて改めて検討し、その検討過程(つまり事業の評価)を文書化することが考えられる。

なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。

(意見事項18) 事業者が申請しやすい補助金制度への見直し

香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金は、令和3年度において申請者がなく補助金の交付が行われていないが、その1つの要因として補助金交付要件が募集期間等に比して厳しく、県外事業者が補助金を申請しにくい制度となっている点が考えられる。具体的には、補助金申請をする者は、募集期間(約4か月)の間に、①香川県内にサテライトオフィスを新設すること、②そこで従業員又は役員を2名以上従事させること、③その状態を最低でも3年間は維持させること、等について意思決定し、計画を策定して申請を行い、かつサテライトオフィスでのテレワーク業務が記載された就業規則を作成し、テレワーク業務実施までに労働基準監督署に届出を行うこと等が求められている。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の変化に多方面にわたって対応が求められる事業者にとっては、サテライトオフィスの新設だけが必要な対応ではないはずであり、県の補助金制度として有効なものとするためには、そうした事業者の状況も十分に斟酌し、どのような制度であれば事業者が申請を行うか、という点を十分勘案した制度設計(補助対象要件の設定)が望まれる。

具体的には、令和4年度以降も継続して実施する事業であるため、十分な周知期間の確保と積極的な広報活動、就業規則の作成に関するサポート体制を合わせて周知する、更にはその他の補助対象要件の見直し等の検討に加え、申請に至らないまでも問い合わせ等があった事業者からニーズを吸い上げ、制度を有効に活用してもらえる方法を十分に検討すること等の対応が考えられる。

なお県によれば、令和4年度は募集期間として令和4年4月15日から12月20日までの約8か月間を確保するとともに、補助要件も一部緩和し、さらには県の東京事務所や大阪事務所から東京圏、関西圏の事業者への周知活動の実施等を行っており、結果として受付期間最終日に1件の申請があったと説明を受けている。

(13) サテライトオフィス拠点整備事業

(意見事項19) 適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化

本事業で実施した香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の申請・交付件数は1件・1,623千円のみであり、当初想定を大幅に下回る申請・交付件数であった。本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を

決定したということを文書として保存することが望ましい。

特に本事業は令和4年度も継続しており、かつ令和4年度の申請・交付実績も令和4年10月31日時点では0件であるため、適切な事業評価・検討をふまえた事業継続であるならばなおさら、これらの検討過程の文書化が望まれる。

具体的には、本事業は国の地方創生テレワーク推進交付金を活用した事業のため、現状でも「地方創生テレワーク推進事業計画」等においてそれらに関連した記述が行われているが、これらに加えて事業の必要性についての再検討、事業の方向性の見直しや(継続する場合には)分析結果等を踏まえた次年度の事業の在り方(改善点)等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。

なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかつた補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。

(14) かがわ希少糖ホワイトバレープロジェクト(希少糖研究開発加速化支援事業及び糖質バ イオ商品開発支援事業)

(指摘事項4) 実績報告事項の追加

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金については、国、県、外郭団体等の公的団体から別の補助金・助成金を受けて行う研究は本事業の補助対象から除かれる旨が要綱に記載されているにもかかわらず、これら(他の補助・助成を受けていないこと)を県が確認したことが文書として残されていない。要綱に準拠して補助金を交付していることを事後的にも明らかにするためには、他の公的団体から別途補助金・助成金等を受けていないことを確認するとともにその結果を文書で明確に記載しておくことが望ましい。

具体的には、交付決定時や支出確定時の決裁伺い書等において確認結果を明記することや、補助対象事業者が提出する実績報告書においてその旨(「補助事業にあたっては、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けていない」旨)を明記してもらうこと等が考えられる。また、大学が作成する財務諸表の中に「補助金等の明細」があり、これを元に他の補助金が充当されていないかを定期的に確認し、その結果を文書化することも1つの方法と考えられる。

なお、当該確認は、研究テーマごとに行うことが望ましい。

(意見事項20) 補助事業で取得した資産に係る固定資産台帳等の実績報告書への添付

希少糖研究開発加速化支援事業費補助金を財源として取得された固定資産は、補助金の交付先、すなわち大学側で固定資産台帳への登録が行われる必要がある。大学側のこうした財産管理及び経理等について、適切に行われていることを県でも十分確認しているとの回答を得ているものの、そのことを事後的にも明らかにするためには、確認結果を文書として残すことが望ましい。

具体的には、実績報告書の添付書類として固定資産台帳等を添付し、財産管理期間や供用

の事実を確認したことを当該台帳上に証跡として残すこと等が考えられる。

(意見事項 21) KPI の設定及び評価の検討

第 2 期かがわ創生総合戦略における施策の 1 つである「希少糖産業の振興」に関する KPI 指標として、「希少糖関連商品を製造・販売する事業者数」がある。この事業者数は、希少糖関連商品を過去に 1 回でも取り扱ったことのある事業者が全て集計対象となっているため、結果として現時点では希少糖関連商品を取り扱っていない事業者も集計に含まれている。

事業の進捗管理と評価を適切に実施し、効果的・効率的・経済的な事業運営を推進するためには、実測可能で正しく実態が把握できる指標、あるいは事業の目標と因果関係があり、事業によって現れた成果だと説明できる指標を KPI として選択する必要がある、こうした観点から KPI とすべき指標、または指標の集計方法について再考することが望ましい。

具体的には、食品分野では例えば商談会の参加者数や Foodex Japan (国際食品・飲料展) 等への希少糖関連商品の出展者数 (県が出店枠を一定数確保し、事業者が出展料を一部負担して出展しており、これに参加した事業者数) 等、「希少糖クラスターの形成」や「香川の希少糖ブランド確立」に向けた機運の高まりを示す指標を検討すること等が考えられる。また、食品以外の分野 (医療・医薬品分野、家畜飼料分野及び農業用資材分野等) については事業化目標が数年先という状況であるため、成果目標が立てにくいと説明を受けているが、その場合であっても事業化までのロードマップを踏まえた取組み内容を考慮した取組指標として KPI を選定すること等が考えられる。

(意見事項 22) 希少糖研究開発加速化事業として支援する研究のテーマの選定過程の確認

希少糖研究開発加速化支援事業補助金について、県では全体として大学にどのような研究テーマがあり、そこから補助金を申請する研究テーマをどのような理由で選択したか、といった全体的な概要については把握されていない。

研究テーマの選定は専門性が高い領域ではあるものの、公費助成の観点からは大学側の研究支援を県がある程度主体性をもって推進していくことは事業の有効性という観点から必要と言える。そのためには、大学側でどのような研究テーマが全体としてあり、その中からどのような理由で補助金を申請する研究テーマを選んだか等についても一定程度把握し、これらについて県の見解をふまえて文書として残しておくことが望ましい。

(意見事項 23) かがわ糖質バイオフォーラム財源確保に向けた検討

かがわ糖質バイオフォーラムについては、会員等からの会費は徴収しない規約となっている。一方で、フォーラム等の開催の目的は、希少糖を活用した健康バイオ産業の創出にあり、シンポジウム及び研究会への参加は参加者にとって有益な情報提供を受け取れる場であると同時に事業におけるネットワーク形成の場にもなっており、参加者が受ける便益は一定程度高いものと推察される。

フォーラム運営を継続し、かつ充実させる観点から、一部会費・負担金といった名目での受益

者負担を検討することが望ましい。

具体的には、希少糖の販売分野が食品のみならず医療や農業へ広がりを見せる中で、フォーラム運営を共に支える観点から、印刷代や会場代といった運営経費にかかる会費徴収には一定の理解は得られるものと考えられ、賛助会員からの負担金の徴収等が考えられる。

また、更なる研究開発のための財源として、県外に本社が所在する会員事業者に対しては、企業版ふるさと納税制度を紹介する等の対応も極めて有益と考える。

(意見事項 24) 実績報告審査資料に関する突合証跡と支出内容の精査

県では、補助事業者が提出する実績報告書を請求書等と照合することで実施内容及び実施結果のチェック・確認を行っている。希少糖研究開発加速化支援事業費補助金に係る実績報告書及びその添付書類を閲覧すると、県が請求書等との一致を確認する際に付すべき突合証跡(例えば「✓」のような証跡)が残されていない。県によれば、一旦は確認して証跡を付したものの、証跡が多く付されて文書が見にくくなったため、証跡がないものに差替えて保管したとのことであった。また、補助期間末付近の2月に見積り依頼及び調達が行われた消耗品等が1,281千円あったが、これらが補助事業に係る研究経費に該当するかどうかを確認したことがわかる文書等が残されていない。この点についても確認はしたもののそれを文書化していないというのが県の回答であった。

実績報告書を十分チェック・確認したことを事後的にも疎明できるよう、また上席者等が確認する際に担当者が実施したチェック・確認内容が明確になるよう、チェックした証跡や(公費負担であることを念頭において)必要に応じて実施する追加の確認内容等は、文書として残しておくことが望まれる。

なお、追加の確認内容等とは、例えば本件であれば補助対象期間末付近で調達した消耗品等が本当に補助対象事業に係る研究経費であったかの確認をすることが望ましかったと言え、その確認結果を文書として残しておくことが考えられる。

(15) オリーブ生産拡大加速化事業

(意見事項 25) 実施状況報告書の有効活用

補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」には、生産拡大の取り組み(①新植・改植、②園地・施設整備、③栽培管理用機械施設、④採油用機械導入(食用油脂製造業)の支援項目ごと)の「成果」及び「問題点」等が記載されており、生産者等の現状を映す非常に貴重な情報源と考えられる。

事業をより有効なものに高めていくためには、補助金要綱に基づく、事業者毎の実施状況報告書の確認は実施しているものの、実施状況報告書の活用としては不十分である。「成果」や「問題点」を毎年整理し、これまでの事業における課題の変化の有無等を評価分析して今後の施策展開に生かしていくことが望まれる。

具体的には、例えば事業者ごとの生産拡大の伸びが複数年度でどういった状況かを調査し、生産性拡大に向けた事業者ごとの比較などを通じて、よりよい取組事例などの調査を深掘りし、

今後の事業に役立てること等が考えられる。

(意見事項 26) 実施状況報告書の記載事項の追加について

補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」では、生産拡大に向けた課題について各事業者が記載することとなっているが、これに加えて当該課題に対するアクションプランも記載させ、その内容を県として収集すれば、オリーブ産業の基盤強化における今後の政策立案において極めて有益な情報となると考えられる。したがって、実施状況報告書の様式に「課題への対応」を記載欄として追加することが望ましい。

また、これによって各事業者が今後のアクションプランを自ら検討することになり、そうした機会を提供することも県としての重要な取り組みであると言える。

(16) かがわオリーブ畜産プロジェクト

(意見事項 27) 販売促進委託業務の見直し

オリーブ牛販売促進業務、オリーブ豚販売促進業務、オリーブ地鶏販売促進業務等の委託業務は、畜産品目別にそれぞれ販促業務発注しているが、購買促進に向けたフェアやプレゼント抽選など、実際の業務内容としてはかなり共通している部分が散見された。別々の仕様書で依頼していた事項を再評価し、同時に実施できる、ないしは同時に実施した方がより効果的かつ経済的な業務がないかの検討が望まれる。

具体的には、畜産品目別ではなくオリーブ畜産品全体で業務内容を切り口とした販促業務の委託を検討する中で、例えば以下のような取組みが考えられる。

フェアやプレゼント抽選等に係るキャンペーン事業にあたっては、QRコード等の採用を検討する等、委託業務そのもののVFM(バリューフォーマネー:支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方で、逆にサービスが同じであれば事業費の削減につながる考え方)を高める取組みを強化することが考えられる。

また、オリーブ産業全体の強化・ブランド力の向上といった総合的な視点から、畜産物全体のリーフレットの作成等、購買者目線による取組みを充実させ、香川・愛媛せとうち旬彩館(アンテナショップ)や量販店等にオリーブ畜産物一体のリーフレットを提供すること等が考えられる。

(17) オリーブハマチ飼料増産対策事業

(意見事項 28) 中長期的な視点に立った補助対象事業の見直し

本補助金施策により、新規従事者が事業参画し、飼料用オリーブの作付面積が増加したことにより今後の供給体制が安定化しつつある。飼料用オリーブの需給見通しを踏まえると、現況のオリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金制度の目的は達成しつつある状況と考えられる。中長期的な視点に立った補助対象事業の見直しを県全体として整理し、取り組んでいくことが望ましい。

具体的には、より安定的な供給の実現にむけた今後の課題への対応として、担い手の確保や生産性向上に必要な補助メニューへの改定等が考えられる。

(意見事項 29) 評価指標の充実

飼料用県産オリーブ葉の安定的確保を目的としたオリーブハマチ飼料増産対策事業では、業績評価のための指標が設定されていない。事業の進捗把握による取組み内容のチェックとそれを踏まえた事業の改善・見直しを適宜適切に行い、事業をより有効に展開していくためには、業績評価のための指標の設定が望まれる。

本事業における成果は、安定的な県産品の飼料用オリーブ葉の供給にある。現状ではチュニジアやスペインからの輸入も一定数あり、こうした外国産葉(輸入部分)を県産葉に切り替えていくことが県内の産業振興の観点からも有意義であろう。したがって、本事業の成果指標を例えば「確保されるオリーブ葉に占める県産葉の割合」等とすること等が具体策としては考えられる。

(18) 伝統的ものづくり産業発展支援事業

(意見事項 30) 業績評価のための指標の設定

本事業は、『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画において、県産品を振興させるための「51 県産品の販路開拓」、「52 県産品の認知度向上」及び「53 アンテナショップの充実・強化」の施策を実現させるための具体的な手段として展開される事業の 1 つであるが、本事業として固有の業績評価のための指標(KPI 等)は設定されていない。

各施策に関する大局的な KPI を基礎として、事業単位で適切に業績評価を行うためには、本事業と直接性のある効果で表された KPI 等を別途設定することが望ましい。

具体的には、伝統工芸品等の品目毎の販売額や販売数量、或いは組合等の構成員(会員)数等、伝統工芸品等の産業振興の効果が直接表れる指標とすることが考えられる。

(意見事項 31) 取扱品目の規模に関係なく均一に設定された補助上限額

補助対象事業者である産地組合や団体の取扱品目や従事する人員数等は様々であり、事業規模も大きく異なっている。そのため、それぞれが行う補助対象事業、すなわち販路開拓・人材育成・技術・技能伝承・新商品開発等に要する費用の規模も本来はある程度異なることが推察される。にもかかわらず、本事業の補助上限額は品目・規模等に拘わらず均一となっている。香川県の伝統的ものづくり産業の振興をより効果的に支援するためには、あらゆる品目について補助上限額を均一としている点について、再検討することが望まれる。

具体的には、例えば品目別や(プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等の)取組み内容別に補助上限額を設定すること等が考えられる。

(意見事項 32) 事業者が長期的な取組みに着手しやすい補助金制度への見直し

本事業の補助対象は、プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発に要した経費となっているにもかかわらず、実際に交付した補助金の補助対象経費はほとんどが「プロモーション・販路開拓」に要した経費となっている。

長期的な産業の発展には、技術・技能の伝承や人材育成といった長期的な取組みも極めて重要であり、プロモーション・販路開拓以外の取組み(人材育成、技術・技能伝承、新商品開

発等)による補助金の活用がより促進されるような仕組みを検討することが望ましい。

(19) 伝統的工芸品等販路拡大事業

(指摘事項 5) 外郭団体の財務諸表に係る適切な開示の必要性

一般財団法人かがわ県産品振興機構(県の外郭団体)は、財務諸表の中の関連当事者取引の注記として、県に対する債権債務等の期末残高があればこれを記載する必要がある。令和 3 年度においては県に対する未払金残高が 20,631,872 円あったにもかかわらずこの記載が漏れていた。適切に開示する必要がある。

また、県は財務諸表に不備があれば指摘することが望まれる。

(意見事項 33) 官民連携のあり方

株式会社ビームス、メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社及びジェトロ香川との連携事業に関しては、現状では出展事業者へ事業経費の負担を求めている。いずれの連携事業においても、出展事業者は売上増加・販路拡大等の受益部分が少なからずある。持続可能な取り組みとして、また事業の継続・充実を図るための原資確保の観点からも、例えば協賛金の形で一定の受益者負担を求める等、事業者との連携の在り方を再検討することが望まれる。

(意見事項 34) 中長期的な視点による施策の立案

伝統的工芸品の販路拡大をより効果的に実施するためには、県内の大規模イベント等と連携させた長期的、柔軟かつメリハリのある施策・予算の配備が望まれる。例えば、伝統的工芸品の販路開拓に係る事業の予算額(補助金額)は毎年概ね一定であるが、かなり多くの観光客が来県することが予想される瀬戸内国際芸術祭は 3 年毎に開催されているため、その年度だけ予算を拡充し、来県者が利用する主要拠点(高松空港、高松駅、高松港など)で「香川の魅力」を実感してもらうための伝統的工芸品の展示・即売会の開催等を従来より積極的かつ重点的に実施すること等が考えられる。

また、既存の取組みに対する更なる工夫を、他県の取組み等も参考に行っていくことも望まれる。具体的には、伝統的工芸品の紹介にあたってはホームページ等の URL を示すだけでなく、スマートフォンが普及している現況を踏まえて QR コードによる案内を行ったり、伝統的工芸品についての紹介に留まらず価格帯等の表示も含めた購買用リーフレットを顧客(例えば贈答用品を購入する人)目線で作成し、これを配布する等が考えられる。

(20) 香川県営業時間短縮協力金(第 1 次から第 11 次)

(意見事項 35) 契約変更時の執行伺変更書における契約変更理由の明記

香川県営業時間短縮協力金の事務局運營業務に係る委託契約は、第 1 次と第 2 次はプロポーザル方式による公募によりそれぞれ随意契約が締結されたが、第 3 次から第 11 次の事務局運營業務については第 2 次の契約の変更という形がとられている。結果として、第 2 次の当初契約額(委託料上限)が 41,485 千円であったのに対し、その後 10 回の契約変更で最終的には第

2次から第11次までの事務局運営を委託する、委託料上限361,596千円の契約になっている。

本件の第5次以降の契約変更手続きにおいて、執行伺変更書で契約変更理由が明記されていない。どのような理由で契約変更を決裁したかが事後的にも客観的にわかるように、執行伺変更書には契約変更理由を明記することが望ましい。

(意見事項36)実績報告書における支出内容の精査

香川県営業時間短縮協力金の事務局運営委託業務の実績報告書を閲覧し、事務局人件費の分析を行ったところ、協力金支給1件当たりの事務局人件費が第1次協力金の際は1,955円であったのに対し、第2～8次協力金では2,690円と約38%上昇している。これは協力金支給1件当たりの事務局の稼働日数が42%増加したことが主な要因である。当該増加要因について、県では十分合理的な説明を文書化できていない。

支出命令に至る一連の手続きにおいて公費負担であることを念頭においた適切なチェック・確認が行われたことを事後的に疎明できるようにするためには、実績報告のチェックの際に、例えば稼働実績が最終のアウトプットと比較して合理的か(本件の場合だと事務局の稼働日数が申請件数や支給件数等と比較して合理的か)といった分析的な検討も適宜実施し、その結果を文書として残すことが望ましい。

(21) 香川県営業継続応援金等事業(第1次から第3次)及び香川県営業活動回復加速化支援金事業

(指摘事項6)委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示

業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に各事務局運営業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面(以下「承諾願」という。)を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載する必要がある。

(指摘事項7)審査・承諾を経ない再委託について

香川県営業継続応援金(第2次)事務局運営業務委託契約では、受託事業者が業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託に係る必要事項を記載した書面を県へ提出し承認を受けなければならない旨定められているが、株式会社JTB高松支店が再委託した一部の業務について当該書面が提出されておらず、結果として県による適切な承認がないまま再委託が行われている事例があった。

業務の適切な履行を確保する観点からは、事業者による再委託に関する必要書類の提出が漏れなく行われているかを県は網羅的に確認し、再委託業務について適切な承認を行う必要がある。

(22) 新型コロナウイルス感染症対応資金利子等補給事業

(意見事項 37) 補助金交付申請書の調査で詳細検討を実施する案件の抽出基準

県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合するほか、サンプルとして一部の申請案件を抽出し、抽出した案件について個別に金銭消費貸借契約書、金利特約書等と照合することでより詳細なチェックを行っている。

詳細なチェックを実施する案件の抽出基準は、現状では「過去(直近)に抽出対象としていない事業者」となっているが、効率的かつ効果的なチェックを実施する観点からは、誤謬の発生可能性、つまり金融機関が申請金額を誤る可能性の高い案件を重点的に確認できるような抽出基準とすることが望ましい。

具体的には、毎月元金返済が行われ、各月末の貸付残高が変動すると利子補給額の算定は複雑になり、計算誤り(金融機関での入力誤り)の発生可能性も高くなると考えられるため、そうした案件を数多く抽出できるような抽出基準とすることが考えられる。

(意見事項 38) 利子補給補助金交付申請書の調査における全体調査の調査結果の様式について

県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合し、その結果を文書として保存しているが、申請内容のうち元金据置期間については照合・確認している証跡が残されていない。

月末貸付残高は利子等補給額の算定基礎となるものであり、その月末貸付残高の妥当性を判断する上で重要な情報が元金据置期間である。したがって、申請書類を適切かつ十分にチェックしたことを事後的にも明らかにするためにも、元金据置期間については適切にチェックし、その証跡を文書等に残すことが望ましい。

(意見事項 39) 支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法

香川県信用保証協会から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給付金の金額に誤りがないことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。

事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きであり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。

(23) 香川県県内宿泊促進事業

(意見事項 40) 未使用クーポン券(預託金券)の在庫確認について

未使用クーポン券(預託金券)実地棚卸の確認結果が記録されていない。適切な在庫管理および状況把握の観点から、少なくとも年1回は事業者の実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致しているか否かについて、実地棚卸結果として記録すべきである。

(意見事項 41) 業務コストの算定及び評価

令和3年度時点の委託業務に係るコストの分析が十分行われていない。次年度以降のより効率的・経済的な事業展開のためにも、助成件数当たりのコスト算定(助成上限額以内か、委託費負担が大きくないか)を実施することで単位当たり行政コストとして適正な金額であったかを事後的にも検証する等、委託事務の経済性に関する評価を適切に実施することが望ましい。

以上